平成２４年（フ）第３０号
福岡県みやま市瀬高町文廣2060番地２
債務者　坂梨　直人
1　決定年月日時　平成24年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第７９号
大分県別府市京町３番23号
債務者　佐藤　倫哉
1　決定年月日時　平成24年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１０６号
大分県別府市石垣東６丁目７番27―302号　ＫＴビル
債務者　酒井美智代
1　決定年月日時　平成24年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１４２号
大分市徳島１丁目７番５号　清柑アパート206
債務者　加藤　文彦
1　決定年月日時　平成24年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１５１号
大分市大字寒田657番地の18　県営１Ａ５―32Ｌ
債務者　吉良　彩香
1　決定年月日時　平成24年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１１５号
宮崎市月見ケ丘２丁目24番18号
債務者　那須惠美子（旧姓福元）
1　決定年月日時　平成24年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６３号
宮崎県小林市真方595番地４、前住所大分県佐伯市蒲江大字丸市尾浦585番地
債務者　青山　寿子
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第６４号
宮崎県都城市都島町108番地
債務者　中島　信子
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第２５号
鹿児島県奄美市名瀬有屋町34番地１
債務者　中村美加子
1　決定年月日時　平成24年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第３７号
鹿児島県出水市武本3180番地７　夢欄土201号、前住所鹿児島県薩摩郡さつま町平川5193番地５
債務者　前床　貞祝
1　決定年月日時　平成24年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第３４号
宮城県大崎市岩出山字下真山要害21番地
債務者　伊東　　康
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第４９号
宮城県大崎市古川稲葉字大江向113番地３
債務者　今泉　良子
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第５３号
宮城県栗原市若柳字川北片町33番地
債務者　三浦　隆雄
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第５４号
宮城県栗原市若柳字川北片町33番地
債務者　三浦　要子
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１３号
長野県上伊那郡中川村片桐2831番地の２
債務者　北澤　冷子
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第５６号
徳島県徳島市国府町南岩延79番地の５
債務者　小川　泰規
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１０号
富山市太郎丸113番地４
債務者　木山美智子
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
富山地方裁判所民事部